

日向市介護予防・日常生活支援総合事業に関する Q&A

令和 6 年 5 月 7 日版

1 運動器機能向上計画について

【問】運動器機能向上加算が廃止され、基本報酬に包括化されたが、当該加算の算定要件であった運動器機能向上計画は、報酬改定後も作成する必要があるのか。

(答)

「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」(介護保険最新情報 Vol.1221)において、

2 指定相当通所型サービス

(2) 指定相当通所型サービスの具体的取扱方針

- ① 基準告示第 63 条第 1 号及び第 2 号は、指定相当通所型サービスの提供に当たっては、適切な方法により、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う必要があり、管理者は、把握した利用者の日常生活全般の状況や利用者の希望を踏まえて通所型サービス計画を作成しなければならないこととしたものである。通所型サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、指定相当通所型サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。

とされています。

従前求められていた運動器機能向上計画作成の取扱については明記されていませんが、通所型サービス計画の作成と同様に提供するサービス(機能訓練)の所要時間、日程等に触れる必要はあるものと考えます。

市では、総合事業に関して平成 30 年 11 月よりアセスメントツールの作成をお願いしております。厚生労働省の示す上記内容を網羅できることから、今後もアセスメントツール(アセスメント、介護予防サービス計画・総合評価、個別サービス計画書)の作成をお願いします。